



日刊(但土曜日曜祝日休刊)
定価1カ月4,000円(送料+税込み)

発行所

保険毎日新聞社

東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032

電話 03(3865)1401(代表)
振替 00140-6-70860

© 保険毎日新聞社

2014年2月14日、
東京海上日動が日本で
初めて自動車保険を
誕生させて100年*



*出典「明治大正保険史料」
(昭和17年5月・生命保険会社協会発行)

東京海上日動
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

1世紀ぶり改正へ 海上保険契約法

今春、法制審へ諮問の見通し

損保総研が提言 実務に即した規定

海上保険契約法が1世紀ぶりに改正される。法務大臣が主管する商事法務研究会の連送法制研究会は2013年12月、海上保険を含む連送法の改正案として報告書を公表した。近々、日本海法会でも研究会が立ち上がり、海商法の現代化につき提言する予定で、さらに今春、法務大臣から法制審議会に対して海商法を含む連送法の現代化に関する諮問もなされる見通しだ。公益財団法人損害保険事業総合研究所(損保総研)では同改正に向けて11年に研究会を設置し、学理だけでなく実務にも即した規定となるよう、13年12月に提言をとりまとめた。商事法務研究会の連送法制研究会でもその内容はかなりの部分で取り入れられており、同内容の法改正が実現すれば、海上保険実務に大きな成果がもたらされることになる。

海上保険実務は、英国法を中心とした長年の判例と実務の蓄積によって国際的な標準が確立されており、現行の商法の海上保険の任意規定はほぼ活用されていないのが実情だ。一方で、商法の現代化は05年の会社法に続いて08年の保険法が単行法として成立するなど進んでおり、次の現代化の

ための改正は、海商法を含めた連送法となっている。損保総研は、海商法に

含まれている海上保険の法規制が見直される機運が高まる中、その改正が

実務の支障とならないものとすべきであるとの観点から、11年11月、海上

保険法制研究会(座長・落合誠一東京大学名誉教授・中央大学法科大学院

教授)を設置し、研究者と実務家をメンバーとし

て鋭意検討を重ね、13年12月に提言「わが国の海上保険法制のあり方について―標準的な海上保険実務を踏まえて―」をとりまとめた。

同提言では、例えば「告知義務」について、「質問応答方式」とする

「質問応答方式」とする保険法とは異なり「自発的申告方式」を採用する

など、現在の海上保険実務で一般的に行われていることが支障なく行えるよう提言をしている。

なお、同提言は損保総研発行の機関誌「損害保険研究」第75巻4号(創立80周年記念号Ⅱ、14年2月25日発行)に掲載される。

日本の海上保険契約法は、商法第3編海商の第6章に任意規定が設けられていたが、1899年(明治32年)の商法典制定以来、基本的な変更を

されておらず、現代化が叫ばれてきた。1995年には損保総研に設置さ

れた損害保険法制研究会が、条文案を伴う「海上保険契約法改正試案」を公表したが、改正には至らなかった。今年には至らなかつた。今年には至らなかつた。今年には至らなかつた。今年には至らなかつた。

の検討開始により、海上保険法制の現代化がようやく実現する見通しとなってきた。これにより、長い間の悲願ともいえるべき海上保険法制を含む保険契約法全体の現代化がいつに完成することになる。